を

世化も期待されます。 来年4月から施行される障害者差別解 来年4月から施行される障害者差別解 来年4月から施行される障害者差別解 を手配旅行の代案を示すなど、旅行の可 がいの状況や商品の内容、他の参加者への がいの状況や商品の内容、他の参加者への がいの状況や商品の内容、他の参加者への がいの状況や商品の内容、他の参加者への がいの状況や商品の内容、他の参加者への がいの状況や商品の内容、他の参加者への がいの状況や商品の内容、他の参加者への を手配旅行の代案を示すなど、旅行の可 能性を引き出す努力を通じて、市場の活 と 世化も期待されます。

″相互理解〟を ″建設的対話、通じ

が重ねられ、ヒアリングの際には事業者団す。内閣府の審議会で約1年にわたり議論

は、その前年の2013年6月に成立、公

とになりますが、障がい者からの要請に応

か

布されましたが、この条約の考え方を踏まえています。つまり、障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」だけでなく、別には、「不当な差別的取扱い」だけでなく、別には、「不当な差別的取扱い」だけでなく、別には、「不当な差別的取扱い」だけでなく、別には、「不当な差別的取扱い」だけでなく、間常・社会生活で受ける制限は、心身の機目常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障がいのみによるものではなく、障がい者が利用しにくい施設・設備などの「事物」を「制度」、障がい者の存在を意識していなや「制度」、障がい者の存在を意識していなや「制度」、でがよるものではなどの「慣行」、偏見等の「観い慣習・文化などの「慣行」、偏見等の「観い情習・文化などの「慣行」、偏見等の「観い情習・文化などの「慣行」、偏見等の「観い情習・文化などの「慣行」、偏見等の「観点である。」といった「社会的障壁」と相対することによって生じるという考え方が基本にあるためです。この法律の政府全体の方針であるためです。この法律の政府全体の方針であるためです。この法律の政府全体の方針でなる。

いと思います。 対話を通じた相互理解に努めていただきた対話を通じた相互理解に努めていただきたきません」と断るのではなく、代替措置もきません」と断るのではなく、代替措置も

てきているのでしょうか。 ――観光庁としては、どのように対応され

谷口 政府全体の方針である「基本方針」 が閣議決定されたのを受けて、各省で事 業別分野の指針となる「対応指針」の策定 を進めてきたわけですが、そもそも、観光 庁としては、高齢者や障がい者の方を含む 情とが必要と考えております。観光庁では、 とが必要と考えております。

行参加の促進に向けた取組みの両輪とし アーがより多く商品化されるよう取り組 そして、旅行業者が、受入拠点等と連携 アーセンター)づくりを促進してきました。 のバリアフリーの情報を集約し、宿泊施設 ズム促進事業とともに、障がい者による旅 のですから、その意味で、ユニバーサルツーリ がい者等による申込み、相談を促進するも れて、ツアーへの申込みを躊躇されていた障 常者と一緒のツアーには参加できないと思わ 設的な対話、相互理解の姿勢を旅行業者 消法に基づく取組みは、障がい者等との建 て、万全のサポートができるバリアフリーツ 交通機関等と連携して障がい者等の旅 を強化するために、マニアルを作成し、地域 進事業に取り組んでおり、地域の受入体制 て機能していくことになると思います。 んでいます。他方で、今回の障害者差別解 をサポートできる受入拠点(バリアフリーツ に根付かせようとするもので、これまで、健

◎ご出席のみなさま

ケースとしても色々な場合があると思いま

程度が多様であり、サービスを利用されるです。一方、障がいのある方も障がい特性やり、顧客と関わる局面やその関係性も様々によって提供されるサービスは多岐にわた体などにも参加いただきました。事業分野

す。何に対応できて、何に対応できないの

一個別の場面ごとに判断していただくこ

田中 駒子氏 内閣府障害者施策担当企画官

谷口 和寬氏 観光庁観光産業課 課長補佐

原優二氏 JATA法制委員会委員長 (風の旅行社代表取締役社長)

佐々木 優氏
JATA法制委員会副委員長
(ジェイティービー グループ本社 法務室 法務担当主幹 法務室長 兼務)

市場活性化業界の対応範囲広ば

論が重ねられてきたのでしょうか。 ――旅行業界には、難しい課題も少なくな

「これは出来ないんじゃないか」と後ろ向きするかということで悩んでおり、どうしてもども、旅行業の現場は具体的な仕事をどうの、 法律の条文や説明は抽象的ですけれ

者差別解消法」施行に向け

いる状況だと思います。 るかということで、現場の不安として残って も、個々の事業者が実際どこまで対応でき るわけです。ただ、旅行業界全体でといって 負担を社会全体で担うことが求められてい 動していた障がい者の皆さんが、地域や社 これまでは特別な施設や設備の範囲で行 もらえるような議論を行ってきています。 ような言葉に置き換えて、前向きになって になりがちですが、「建設的な対話」という 会に参加される時代になって、それに伴う

かを確認する、ご希望に沿えない場合は他 などに特別な措置を依頼する必要がある アーに参加する際に宿泊機関や運送機関 ありませんので、状況に応じて、ご希望のツ から障がいの状況を確認することは問題 プライバシーに配慮しつつ、障がいのある方 に参加したいと思っておられることでした。 般の旅行者と同じように一般向けのツアー 時に、痛感したことは、障がいのある方も、一 佐々木 障がい者団体と意見交換をした

> を今後セミナー等を通じて業界に発信して 摯に相談するなどの対応が求められること の安全、安心に参加できる旅行について真 いきます。

ています。 までも、リピーターの方が体の具合を悪く ということなんだろうと思っています。これ ついて、考え方を少し変えなければいけない きるというような展開になればいいと考え 範囲が広がり、市場をもう少し活性化で が後押しになって、旅行業界の対応できる な相談には応じてきていますし、この法律 されて車椅子でのご旅行を希望されるよう 従来から色々と取り組んできていることに きていないことを求めているわけではなく ただ、今回の法律は、今まで全くやって



佐々木 優氏

されていますか。

田中 思います。どの交通機関を使い、どういう宿 サービスを束ねて一つのパッケージにする複 でも重要な役割を担っていただくことにな にもなりますから、旅行業界にはその意味 なれば、この法律の趣旨が浸透していくこと そうした取り組みが広く知られるように 告などを介して、一般の方や他業界などにも もあると思います。旅行商品そのものや広 地域を盛り上げたいと頑張っているケース よっては、合理的配慮の取り組みを通じて み合わせるかという時に、地域や事業者に 泊施設を利用し、どんな観光地や飲食を組 合サービスという部分に特徴があるように 旅行業界というのは、色々な業界の

不可欠対話を通じた相互理解が

旅行業界には、どのようなことを期待

原 優二氏

ます。 気持ちで取り組んでいただきたいと思ってい

ませんが、見極めのためには、障がい者との ざるを得ない場合もあるかと思います。暗 障がい者によるツアーへの参加をお断りせ 慮する義務があるなど、他の参加者との関 責任があり、また、参加者全員の安全に配 谷口 があるかどうかの見極めは簡単ではあり ことを許容するものです。「正当な理由 なく、正当な理由があれば、お断わりする 害者差別解消法は、どんな場合でもツアー 状況、商品の内容、他の参加者への影響など ただいた場合でも、参加される障がい者の が大半ですから、障がい者からお申込みい で利用するサービスも予め決まっていること いて、参加者全員のために旅程を管理する への参加を断ってはならないという法律では も勘案した上で、合理的な理由に基づいて 係でも一定の責任を負います。また、ツアー 募集型企画旅行では、旅行業者にお





能性もあるわけですから、ぜひ、前向きな ビスの進化や市場の拡大につながっていく可 もさらに広がり、旅行業界にとってもサー な社会になれば、それに対応する取り組み ていた障がい者が気軽に出かけられるよう ると考えています。今までは旅行を躊躇し

建設的な対話と、対話を通じた相互理解

障害者差別解消法」施行に向けて

「障害者差別解消法の施行に伴う JATAによる会員向け対応]

- ◎2015年12月末(予定)…対応指針を実務に 沿って解説した「手引き」の頒布
- ◎2016年1月~2月(予定)…「手引き」に基づ いた説明会の実施

現場の責任者を対象に、現在制作中の「手引 き」をもとに対応指針を説明いたします。

- ○東京 1月20日(水)午後
- ○大阪 2月 1日(月)午後
- ※札幌、仙台、名古屋、広島、福岡、那覇でも実施 予定
- ◎2016年4月から…会員向け相談窓口の開設
- ○JATAおよびANTA会員のみを対象に、相談窓 口(電話のみ)を設置いたします。
- ○障がいをもったお客様からの旅行のご相談、申 込等などについて店頭などで疑問に思われた ことなどを電話で相談いただく窓口となりま す。
- ○相談にあたっては、原則として、業界共通の "ハートフルシート(お客様の障がいの状況を お尋ねするヒヤリングシート)"をご用意いただ きます。

《障害者差別解消法》

〈概要〉

この法律では、主に次のことを定 めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体 等及び民間事業者による「障害を 理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組につ いて政府全体の方針を示す「基本 方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、事業分野ごとに 障害を理由とする差別の具体的内 容等を示す「対応要領」・「対応指 針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等の ための体制の整備、啓発活動等の 障害を理由とする差別を解消する ための支援措置について定めています。



〈障害を理由とする差別とは?〉

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限し たり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明(※)があった 場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で 合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障 害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、そ の家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

佐々木 が、何が差別に当たり何が当たらないのか が解も

だき、結果として、 を活かし、障がい者の皆さんに、安全安心に ることができる情報センターとしての役割 や宿泊施設等のバリアフリー情報が集積す こ参加いただける旅行商品を提案していた 旅行参加者の増加、

理解を促進することにより、すべての国民

啓発活動を通じて、国民の障がいに関する

、同時に、国や地方公共団体による普及

が障がいの有無にかかわらず互いの人格と

個性を尊重し合いながら共生する社会を

ように、旅行業者において、各地の交通機関 う場合にも、受注型企画旅行や手配旅行 ます。また、仮に、ツアーに参加できないとい いう動きが広がっていくことを期待して 行業者においても、積極的に受け入れると いても支障がないという場合には、障がい者 当の準備が必要かと思われますが、今後の 取組を実施するため、旅行業者において相 になります。そういう意味で、法に基づく る「障がい」に関する知識も求められること 常のツアーについても、建設的な対話及び相 方向性としては、障がい者向けではない、通 形式も含め、旅行に出かけていただける 方々が積極的に旅行に参加し、また、旅 |理解を通じ、障がい者の方に参加いただ を義務(事業者は努力義務)づけています 差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供 要なものと考えています。障害者差別解消 田中 お客様同士の相互理解は非常に重 ので、それぞれのサービスを提供する現場 色々な人と人をつなぐという仕事でもある 原 で法の理解を深めていければと考えます。 過去ありましたが、今後は対話を通じ 況や要望を申告してくださることをお願 法は、行政機関や事業者に対して、不当な き、協力をお願いしなければなりません。 参加する一般の旅行者にもご理解をいただ に理解をしていただくだけでなく、ツアーに 況に応じた安全な旅行を相談していくこと したいです。障がいのことを話すとまとも に相談に乗ってくれないといったクレームも モノを売る物販と違って、旅行業の場 複合的なサービスであると同時に、 狀

相互理解をするためには、理解の前提とな が不可欠となります。そして、対話をして、

がいのある方にも旅行申込時に障がいの状 よく理解しておくことが重要です。また障